

北海道生物多様性保全計画に基づく施策の 進捗状況の点検・評価結果

令和4年3月

北海道

< 目 次 >

I	はじめに	1
II	点検・評価の進め方	1
	1 点検・評価の流れ	
	2 点検・評価の考え方	
III	目標・基本方針別の進捗状況と課題	
	目標1 地域の特性に応じた多様な生態系や動植物の保全	
	基本方針 ①	6
	基本方針 ②	10
	基本方針 ③	14
	目標2 地域の特性に応じた生態系構成要素の持続的な利用	
	基本方針 ①	20
	基本方針 ②	25
IV	まとめ（評価と今後の方向性）	28
	資料編	
	資料1 計画関連指標の動向一覧	33
	資料2 関連指標の進捗状況（詳細）	36
	資料3 計画参考データの動向	47
	資料4 目標・基本方針別点検・評価シート	58

北海道生物多様性保全計画に基づく施策の点検・評価結果について

I はじめに

生物多様性基本法の「生物多様性地域戦略」にも位置づけられる生物多様性保全計画(以下「計画」)について、計画期間の概ね10年を経過したことに加え、次期生物多様性国家戦略策定の動きなどの情勢の変化を踏まえた計画の見直しに向け、平成26年に行った点検・評価後の計画に掲げた施策の実施状況や、各目標・基本方針の進捗について点検・評価を行いました。

II 点検・評価の進め方

1 点検・評価の流れ

計画では、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する2つの目標と、その目標を達成するための基本方針を設定しており、この基本方針を受け、それぞれ生態系別施策、重要地域の保全施策、横断的・基盤的施策別に実施方針を示し、具体的な取組を示しています。これらの取組について、実施状況を概括したうえで、各目標及び基本方針の進捗状況の評価、課題の整理を行うとともに、まとめとして、全体的な評価結果とそこから考えられる計画の今後の方向性を提示しました。

2 点検・評価の考え方

点検・評価は、計画の「目標と基本方針(表1参照)」に掲げる項目毎に、次の内容を基に実施しました。

- (1) それぞれの実施方針に掲げた施策の実施状況
- (2) 平成26年5月に行った前回の点検・評価以降に行われた環境基本計画の点検・評価の結果
- (3) 平成27年9月に新たに追加した関連指標の動向

このうち、各実施方針がどの目標・基本方針に関わっているかについては、計画では示していないことから、表2にその関係を整理しました。また、環境基本計画[第2次計画]改訂版で記載のあった分野・施策と計画の目標・基本方針との関係は、表3に示しました。関連指標一覧及び実施方針毎の関連指標群は、表4及び表5参照のこと。

表1：計画の目標と基本方針(計画Ⅳ-1より)

【目標1】地域の特性に応じた多様な生態系や動植物の保全
<基本方針> ① 地域の特性を認識するため、生態系やそれを構成する生物などの現状把握を図る ② 絶滅のおそれのある動植物や重要な生態系の保全を図る ・ 絶滅原因の減少と遺伝的多様性の確保 ・ 希少種の個体数の回復 ・ 必要に応じた外来種の防除 ③ 安定的な生態系やそれを形成する動植物の維持を図る
【目標2】地域の特性に応じた生態系構成要素の持続可能な利用
<基本方針> ① 生物多様性に及ぼす影響を少なくする生態系構成要素の持続的な利用を図る ・ 生態系や種の保全を考慮した動植物の利用 ・ 環境負荷を抑え、循環利用に配慮した大気や水の利用 ② 生物多様性に及ぼす影響を少なくする土地利用を図る ・ 自然条件を考慮した適正な区分と利用 ・ 環境負荷の抑制と土地利用目的の両立

表2：生物多様性保全計画の施策別実施方針と目標・基本方針との関係

施策別実施方針	目標・基本方針	関連指標の有無	目標1 地域特性に応じた多様な生態系や動植物の保全			目標2 地域特性に応じた生態系構成要素の持続可能な利用	
			基本方針① (現状把握)	基本方針② (保全)	基本方針③ (維持)	基本方針① (持続可能な利用)	基本方針② (土地利用)
1-(1) 生態系別施策(高山)							
	①原生状態の厳格な保護	無	○	○			
	②レクリエーション活動との調和	有		○	○		○
1-(2) 生態系別施策(森林)							
	①原生的・自然性の高い天然林保護	有	○	○			○
	②生物多様性の保全に配慮した森林施業	有			○	○	
	③森林の復元	無			○		○
1-(3) 生態系別施策(湿原)							
	①人手の加わっていない湿原の保全	有	○		○		
	②湿原に及ぼす負荷軽減とワイズユース	有			○	○	○
	③湿原の再生・復元	有	○	○	○		
1-(4) 生態系別施策(河川・湖沼)							
	①取り巻く環境に応じた河川の保全	有			○		○
	②河川・湖沼環境の再生・復元	無			○	○	○
1-(5) 生態系別施策(海岸)							
	①自然海岸の保全	無		○	○		○
	②生物多様性に配慮した国土保全と海岸再生	無			○		○
1-(6) 生態系別施策(浅海域)							
	①浅海域の保全と水産業の調和	無		○	○	○	
	②浅海域の再生・復元	無			○	○	○
1-(7) 生態系別施策(農村)							
	①環境に配慮した農村空間の構築	無			○	○	○
	②自然と共生する農耕地整備	有			○	○	○
1-(8) 生態系別施策(都市)							
	①都市化に伴う影響軽減	無			○		○
	②都市における水と緑の連続性確保	有			○		○
2 重要地域の保全施策							
	(1)自然環境保全地域等	有		○	○		
	(2)自然公園	有		○	○	○	
	(3)世界自然遺産	無	○	○	○	○	
3 横断的・基盤的施策							
	(1)鳥獣保護管理施策	有	○	○	○	○	
	(2)希少野生生物の保護施策	有	○	○			
	(3)文化財保護施策	有	○	○			
	(4)外来生物対策	有	○	○			
	(5)生物多様性保全に関わる調査等	有	○				
	(6)持続的利用に関する研究	無	○				
	(7)遺伝子組換え生物	有			○	○	
	(8)普及啓発	有			○		
	(9)自然とのふれあい施策	有			○	○	
	(10)環境影響評価	無		○	○	○	○
	(11)低炭素・循環型社会形成に向けた取組	無		○	○	○	○

<凡例> ○：施策別実施方針の施策のうち、各目標・基本方針に該当するものが含まれるもの。今回はそれらの施策を、各目標・基本方針別に点検・評価しています。

表3：環境基本計画[第2次計画]改訂版の分野・施策と計画の目標・基本方針との関係

分野・施策		目標・基本方針	施策 No.	目標1 地域特性に応じた多様な生態系や動植物の保全			目標2 地域特性に応じた生態系構成要素の持続可能な利用	
				基本方針① (現状把握)	基本方針② (保全)	基本方針③ (維持)	基本方針① (持続可能な利用)	基本方針② (土地利用)
1 地域から取り組む地球環境の保全								
①地球温暖化対策の推進	ア	低炭素型ライフスタイル・ビジネススタイルへの転換	1					
	イ	地域の特性を活かした環境にやさしいエネルギーの導入	2					
	ウ	森林等における吸収源対策	3					
	エ	気候変動への適応策の検討	4					
②その他の地球環境保全対策の推進			5					
2 北海道らしい循環型社会の形成								
①3Rの推進			6					
②廃棄物の適正処理の推進			7					
③バイオマスの利活用の推進			8					
④リサイクル関連産業を中心とした循環型社会ビジネスの振興			9					
3 自然との共生を基本とした環境の保全と創造								
①自然環境等の保全及び快適な環境の創造	ア	すぐれた自然環境の保全	10	○	○	○	○	○
	イ	公益的な機能の高い森林の保全	11		○	○	○	○
	ウ	快適な環境の保全と創造	12		○	○	○	○
	エ	北海道らしい景観の形成	13		○			○
②知床世界自然遺産の厳格な保全と適正利用			14	○	○	○	○	
③自然とのふれあいの推進	ア	自然とのふれあいの場と機会の確保	15			○	○	
	イ	自然の適正な利用	16			○	○	
	ウ	飼養動物の愛護と管理	17		○			
④野生生物の保護管理	ア	希少野生動植物種の保護	18	○	○			
	イ	外来種の防除の推進	19	○	○			
	ウ	野生鳥獣の適正な保護管理	20	○	○	○	○	
4 安全・安心な地域環境の確保								
①大気・水などの生活環境の保全	ア	大気環境の保全	21				○	
	イ	水環境の保全	22			○	○	○
	ウ	騒音・振動・悪臭防止・土壌汚染・地盤沈下対策	23					
②化学物質等による環境汚染の未然防止			24					
③その他の生活環境保全対策			25					
5 各分野に共通する施策の展開								
①環境に配慮する人づくりの推進	ア	環境教育の推進・環境に優しいライフスタイルの定着	26				○	
	イ	民間団体等の自発的な環境保全活動の促進・協働取組の推進	27		○	○	○	
②環境と経済の好循環創出	ア	環境に配慮した事業活動の推進	28		○	○	○	○
	イ	環境と調和した産業の展開	29			○	○	○
	ウ	環境ビジネスの振興	30					
③環境と調和したまちづくり			31					○
④基盤的な施策(調査研究・情報提供・国際的な取組)			32	○				

<凡例> ○：環境基本計画の分野・施策のうち、各目標・基本方針に該当するものが含まれるもの。今回はそれらの施策を、各目標・基本方針別に点検・評価しています。

表4：関連指標一覧

No.	指標名称	数値目標等(達成年(期間))
1	森林所有者等が生物多様性の保全のために特に森林の整備・保全を行う面積	11 万 ha(R4※)
2	多様な樹種・林齢で構成された森林の造成面積	65 万 ha(R4※)
3	北海道らしい里山林*の箇所数	100 か所(R4※)
4	健全な水循環確保のための流域環境保全計画策定数	13 流域(H29)
5	グリーン農業に取り組む生産集団数	650 生産集団(H29)
6	有機農業に取り組む農家戸数	1,800 戸(H29)
7	一人当たり広域都市公園面積	3.0m ² /人(H30)
8	北海道東部地域におけるエゾシカ個体数指数(推定生息数)	50(H28)
9	北海道西部地域におけるエゾシカ個体数指数(推定生息数)	200(H28)
10	特別天然記念物タンチョウの生息数(越冬分布調査の3箇年平均値)	1,305 羽(H27～29)
11	アライグマ生息市町村と「アライグマ防除実施計画」の策定市町村数	全市町村(H29)
12	開放系での遺伝子組換え作物の栽培計画調査回数	年1回(継続)(H21以降)
13	「生物多様性」の認知度	75%以上(R1※)
14	環境教育に取り組んでいる学校の割合	100%(H29)
15	道民との協働による森林づくりの参加者数	66 万人(R14※)
16	青少年向け森林教室等の実施校	418 校(R4※)
17	青少年の森林・林業に関する学習活動を支える指導者数	962 人(R4※)
18	道民との協働により植え・育てる樹木の本数	200 万本(R4※)

注1：※の付いた達成年については、計画では「平成」標記となっておりますが「令和」に置き換えています。

注2：No.9の「北海道西部地域」は、令和4年3月策定の北海道エゾシカ管理計画(第6期)でいう「中部地域及び北部地域」と同じ。以下同様。

表5: 実施方針毎の関連指標群

実施方針区分		実施方針	関連指標群
1	生態系別施策		
	(1)高山	① 原生状態の厳格な保護 ② レクリエーション活動との調和	— ○自然保護監視員等の人数と監視延べ日数
	(2)森林	① 原生的な天然林、自然性の高い天然林の保護 ② 生物多様性の保全に配慮した森林施業 ③ 森林の復元	○森林所有者の生物多様性保全目的の整備面積 ○多様な樹種・林齢構成の森林造成面積 ○北海道らしい里山林の箇所数 ○森林所有者の生物多様性保全目的の整備面積 ○森林認証面積 —
	(3)湿原	① 人手が加わっていない湿原の保全 ② 湿原に及ぼす負荷の軽減とフイズユース ③ 湿原の再生・復元	○湿原モニタリング調査の実施地区数 ○ラムサール条約登録湿地箇所数 ○ラムサール条約登録湿地箇所数 ○自然再生事業実施箇所数(湿原)
	(4)河川・湖沼	① 取り巻く環境に応じた河川の保全 ② 河川・湖沼環境の再生・復元	○流域環境保全計画策定数 —
	(5)海岸	① 自然海岸の保全 ② 生物多様性に配慮した国土保全と海岸の再生	— —
	(6)浅海域	① 浅海域の再生と水産業との調和 ② 浅海域の再生・復元	— —
	(7)農村	① 環境に配慮した農村空間の構築 ② 自然と共生する農耕地の整備	— ○グリーン農業に取り組む生産集団数 ○有機農業に取り組む農家戸数 ○北のグリーン農業 Yes! clean の作付面積 ○道内のエコファーマー認定数
	(8)都市	① 都市化に伴う影響の軽減 ② 都市における水と緑の連続性の確保	— ○一人当たり広域都市公園面積 ○緑の基本計画策定市町村数
2	重要地域の保全施策		
	(1)自然環境保全地域等		○自然保護監視員等の人数と監視延べ日数
	(2)自然公園		○国立公園・道立自然公園の計画見直し件数 ○自然保護監視員等の人数と監視延べ日数
	(3)世界自然遺産		—
3	横断的・基盤的施策		
	(1)鳥獣保護管理施策		○道東地域のエゾシカ個体数指数(推定生息数) ○道西部地域のエゾシカ個体数指数(推定生息数) ○エゾシカ捕獲数と農林業被害額 ○道指定鳥獣保護区の指定面積 ○狩猟免許所持者数
	(2)希少野生生物の保護施策		○特別天然記念物タンチョウの生息数 ○特別天然記念物タンチョウ飛来のあった振興局数 ○指定希少野生動植物種の指定種数 ○指定希少野生動植物種のモニタリング調査対象種数 ○自然保護監視員等の人数と監視延べ日数(再掲)
	(3)文化財保護施策		○天然記念物の指定件数
	(4)外来生物対策		○「アライグマ防除実施計画」の策定市町村数 ○アライグマの捕獲数と農業等被害額 ○指定外来種の指定種数 ○セイヨウオオマルハナバチバスターズの登録者数 ○特定移入動物の指定種数
	(5)生物多様性に関わる調査等		○野生動植物種の目録を作成した分類群の数
	(6)持続的利用に関する研究		—
	(7)遺伝子組換え生物等		○開放系での遺伝子組換え作物の栽培計画調査回数 ○北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例に基づく許可等の件数
	(8)普及啓発		○「生物多様性」の認知度 ○環境教育に取り組んでいる学校の割合
	(9)自然とのふれあい施策		○道民との協働による森林づくりの参加者数 ○青少年向け森林教室等の実施校 ○青少年の森林・林業の学習活動を支える指導者数 ○道民との協働により植え・育てる樹木の本数 ○ボランティアレンジャーの育成研修会参加者数 ○アウトドアガイドの資格認定者数
	(10)環境影響評価		—
	(11-ア)低炭素社会、循環型社会形成に向けた取組/地球温暖化防止		—
	(11-イ)低炭素社会、循環型社会形成に向けた取組/循環型社会の形成		—

<凡例> ○: 関連指標(数値目標設定あり)/○: 参考データ(数値目標設定なし)/—: 関連指標群の設定なし

※ 関連指標群の動向を確認するために使用したデータは令和元年度までのものとしています。

Ⅲ 目標・基本方針別の進捗状況と課題

次に計画の目標・基本方針別に、主な取組の実施状況、目標・基本方針に対する進捗状況、課題を示します。

【目標1】地域の特性に応じた多様な生態系や動植物の保全

＜基本方針＞ ① 地域の特性を認識するため、生態系やそれを構成する生物などの現状把握を図る

(1) 主な取組の実施状況

① 計画の施策別実施方針に関するもの

1 生態系別施策	＜主な取組の実施状況＞
高山) 原生状態の厳格な保護	自然保護監視員・生物多様性保全監視員を配置しモニタリング実施。夕張岳・大雪山・アポイ岳において高山植物盗掘の監視事業実施(5～10月)。
森林) 原生的・自然性の高い天然林保護	道内民有林内に「生物多様性保全の森」を設定(R1で38箇所)、希少種の生息・生育状況モニタリング実施。
湿原) 人手の加わっていない湿原の保全～湿原の再生・復元	湿地定期モニタリング調査の実施(H29まで)。
2 重要地域の保全施策	
世界自然遺産	サケ科魚類・河川工作物・海棲哺乳類等の調査実施。
3 横断的・基盤的施策	
鳥獣保護管理施策	鳥獣保護区等の指定(R1で道指定保護区296箇所、特別保護地区88箇所)に際し鳥獣の生息状況把握。北海道立総合研究機構(以下「道総研」)との連携により、ヒグマの個体群動態、広域痕跡調査実施(H28まで)。風力発電施設での希少猛禽類を中心とした衝突事案について、国と連携し情報収集実施(H24～/小型風力はR2～)。エゾシカの生息環境・捕獲状況調査等実施。
希少野生生物の保護施策	種の現状を評価し保護上重要な種を選定した北海道レッドリストの改訂(哺乳類・鳥類・両生類爬虫類・魚類・昆虫(コウチュウ目・チョウ目)公表済み)。指定希少野生動植物種(植物22種(H25以降))のモニタリング実施。タンチョウ越冬分布調査の実施。
文化財保護施策	指定済みの道文化財については文化財法により現況調査を実施。
外来生物対策	カワマス・カムルチー・ブラウントラウトの生息確認調査等の実施。外来種の現状を示す北海道ブルーリストの改訂作業実施(哺乳類・鳥類・両生爬虫類公表済み)。アライグマなど主要な外来種の分布・捕獲等情報を収集。
生物多様性保全に関わる調査等	道総研と連携し、ヒグマ・エゾシカ・湿原について継続的に調査実施。条例指定希少野生動植物種の生息域外保全に関し、北海道大学北方生物圏フィールド科学センター植物園と覚書を交わし、緊急的な保全が必要な植物の域外保全を研究的に推進。レッドリスト・ブルーリストのホームページ掲載。
持続的利用に関する研究	道総研と連携し、農村環境、水産関係の研究実施。

② 環境基本計画の分野・施策に関するもの

1 自然との共生を基本とした環境の保全と創造	＜主な取組の実施状況＞
自然環境等の保全及び快適な環境の創造	自然保護監視員等を配置(再掲)。
知床世界自然遺産の厳格な保全と適正利用	海棲哺乳類等のモニタリング調査実施(再掲)。
野生生物の保護管理	ヒダカソウなどの指定希少野生動植物種のモニタリング実施(再掲)。国と連携してタンチョウの保護増殖事業実施(再掲)。レッドリストの見直し(再掲)。アズマヒキガエルの日撃情報調査実施(再掲)。ブルーリストの見直し(再掲)。道内の外来魚の生息状況調査(再掲)。ヒグマ個体群動態調査・広域痕跡調査等の実施(再掲)。エゾシカ生息環境・捕獲状況調査等実施(再掲)。

2 各分野に共通する施策の展開	
基本的な施策(調査研究・情報提供・国際的取組)	治山ダム改良後の効果検証、治山ダム改良中長期計画現状確認、魚道等の効果把握に関する共同研究実施。化学物質環境実態調査、環境放射線等モニタリング調査、酸性雨モニタリング(土壌・植生)調査実施。

(2) 目標1-基本方針①に対する進捗状況

生態系やそれを構成する生物などの現状把握において、湿原など特定の生態系に関するモニタリング調査のほか、レッドリストの改訂作業を通じた道内に生息・生育する野生動植物種の全般的な現状評価を行っています。さらに、絶滅のおそれがあるなど保護上重要な種については、条例に基づく指定希少野生動植物種のモニタリング調査や、国と連携した、タンチョウなど国内希少野生動植物種の保護増殖事業の取組などを通じ現状の把握が行われたほか、エゾシカやヒグマなど、産業や生活との間にあつれきを生じ特に保護管理が求められる野生鳥獣について、生息状況の調査を行っています。

また、生物多様性への脅威のひとつである外来生物については、ブルーリストの改訂を通じた現状把握と全般的な現状評価がなされたほか、アライグマ等の主要な外来種については、分布情報や捕獲に関する情報を収集し、現状把握するとともに、ホームページを通じて広く情報提供を行っています。

こうしたことから、一部の生態系や、指定希少野生動植物種、タンチョウ、エゾシカ、ヒグマなど特定の種について、地域毎の生息・生育状況を把握している点で、地域特性の認識に繋がっているものと示唆されます。

<関連指標群>

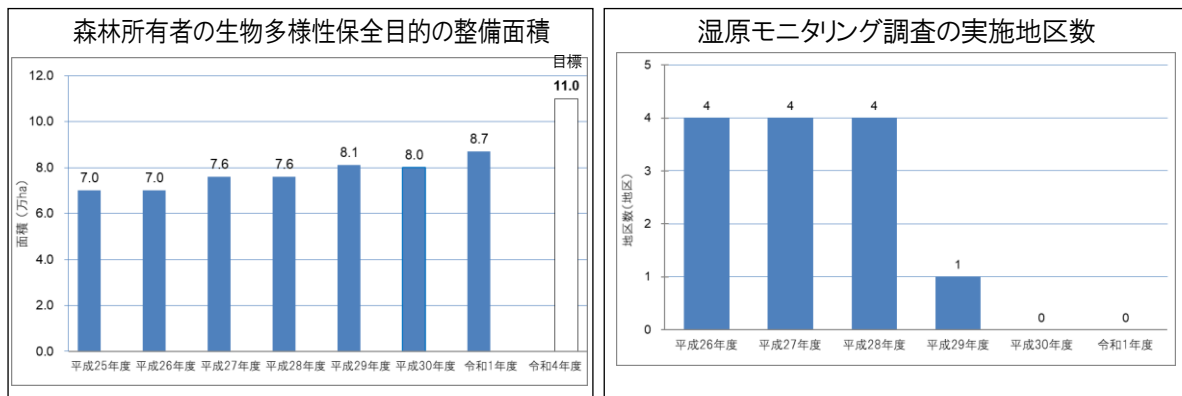
現状把握に関する関連指標群については、図1のとおりです。

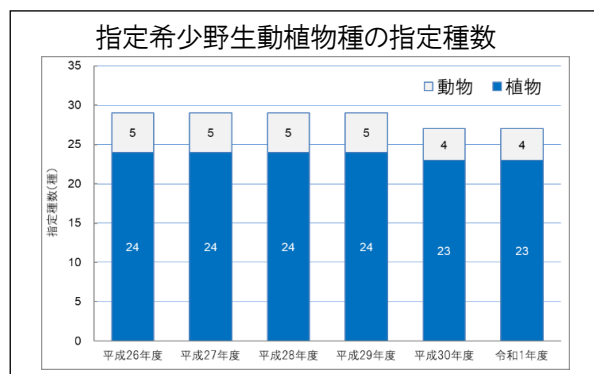
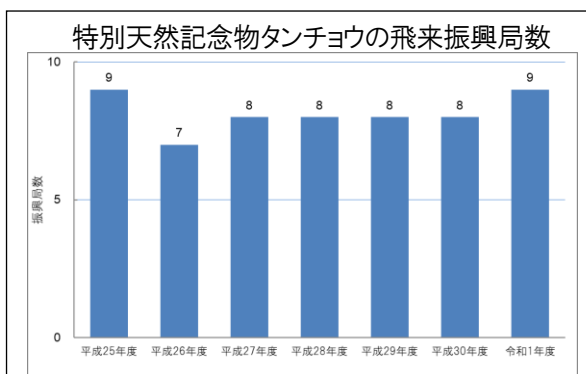
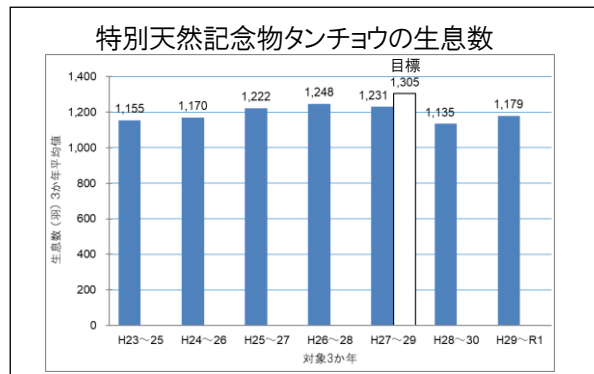
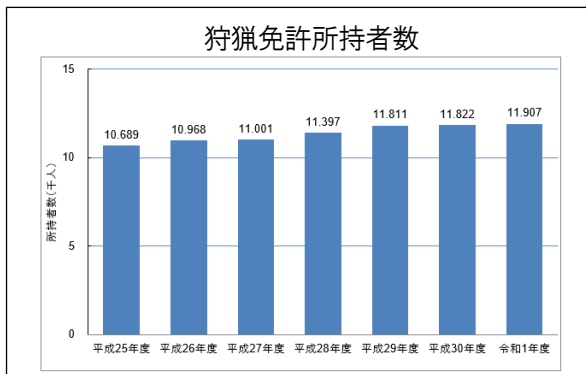
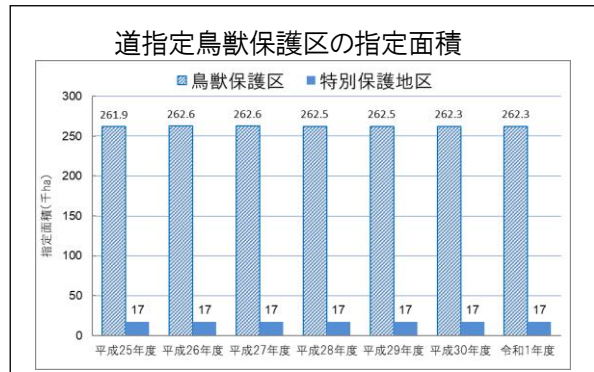
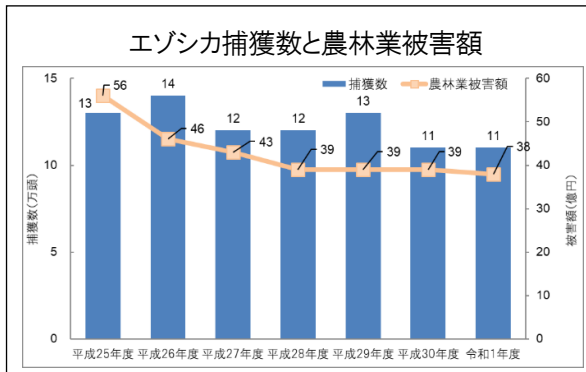
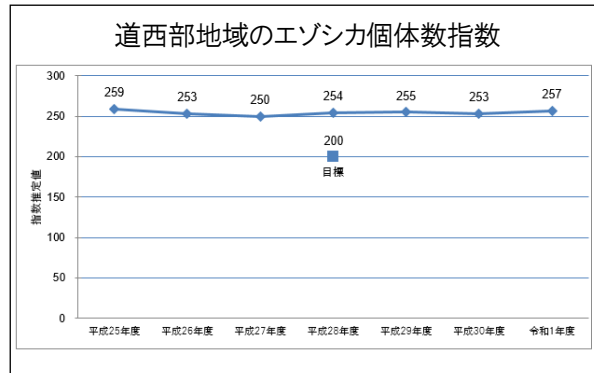
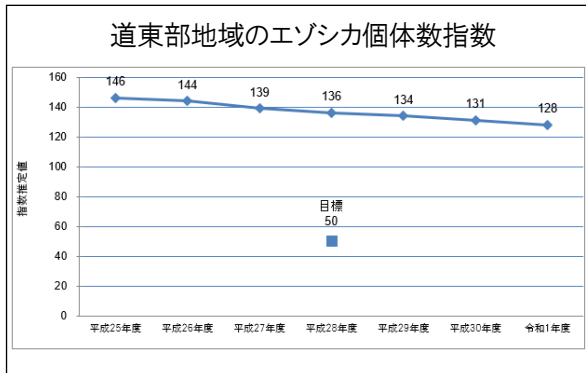
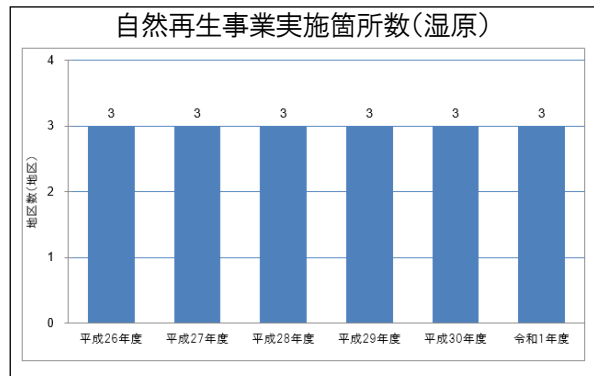
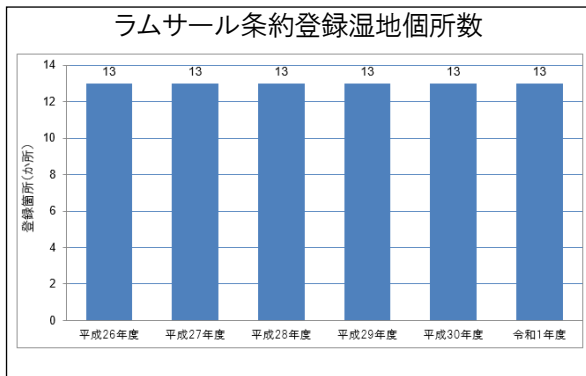
把握すべき対象種について、指定希少野生動植物の指定種数を見ると、国内希少野生動植物種指定に伴い道条例の指定を解除した2種があるものの、それ以外に変更はなく、その内のモニタリング調査対象種数もほぼ横ばいとなっています。天然記念物の指定件数も、道指定で2件の増加がありました。国指定に変化はありませんでした。また、外来種に関しては、指定外来種及び特定移入動物の指定種数に変化はありませんでした。北海道レッドリストの更新時に作成する野生動植物種の目録は、平成29年までに6分類群(哺乳類、鳥類、両生類・爬虫類、魚類(淡水・汽水)、昆虫(コウチュウ目)、昆虫(チョウ目))で作成しましたが、それ以降は増えていません。

現状把握の対象となっている区域については、森林所有者の生物多様性保全目的の整備面積が漸増しているものの、平成28年度まで4カ所で実施していた湿原モニタリング調査は平成29年を最後に実施されていません。また、ラムサール条約登録湿地個所数や湿原の自然再生事業実施個所数は変化なく、道指定鳥獣保護区の指定面積でもほぼ変化はありませんでした。

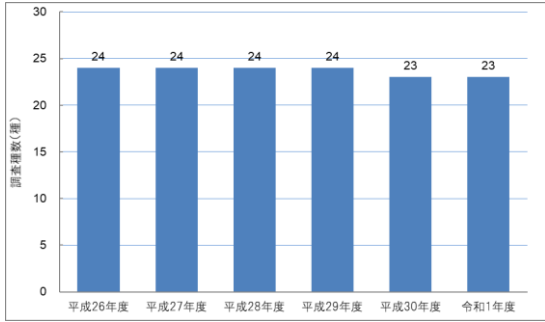
一方で、これらの種や区域を現状把握するための体制の面については、自然保護監視員等の人数と監視延べ日数の推移を見ると、平成26年～令和元年まで漸減(人数で14%、監視日数で20%の減少)しており、また、セイヨウオオマルハナバチバスターズの登録者数も同様に減少(平成25～令和元年まで19%減少)していることから、把握すべき対象種や区域がほぼ変化なく推移していることに鑑みると、現状把握の頻度や密度の低下が伺われます。なお、狩猟報告などを通じ野生鳥獣の現状把握に大きな役割を果たしている狩猟免許者数は増加傾向にあるほか、アライグマ対策の推進を図る目安となる防除実施計画を策定した市町村数も漸増傾向を示しており、分野によっては現状把握の体制を補うことができる可能性も見えます。

図1:目標1-基本方針①に係る関連指標群の動向

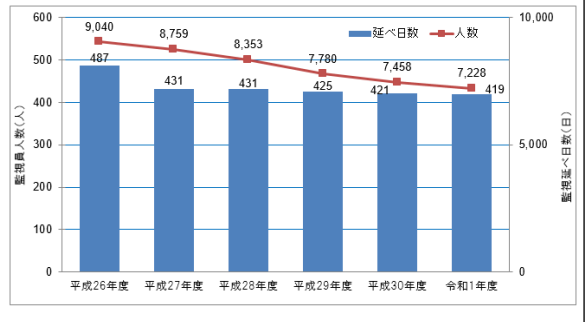




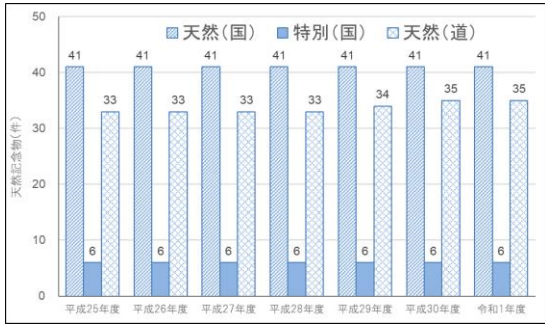
指定希少野生動植物種のモニタリング調査対象種数



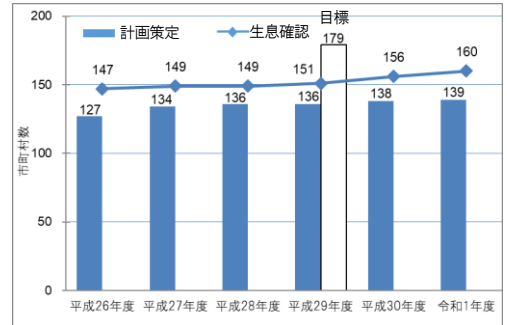
自然保護監視員等の人数と監視延べ日数



天然記念物の指定件数



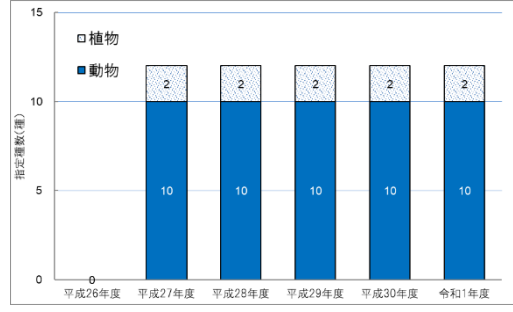
アライグマ防除実施計画の策定市町村数



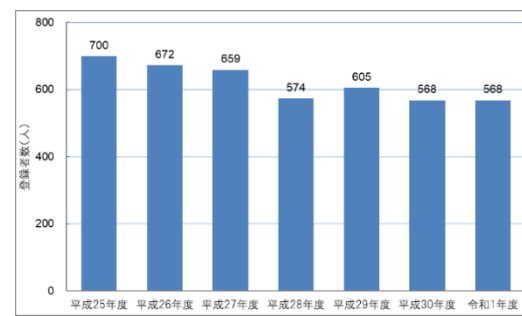
アライグマの捕獲数と農業等被害額



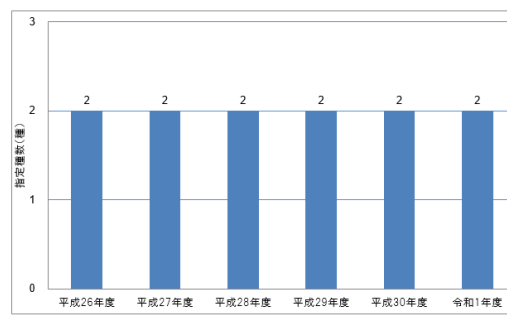
指定外来種の指定種数



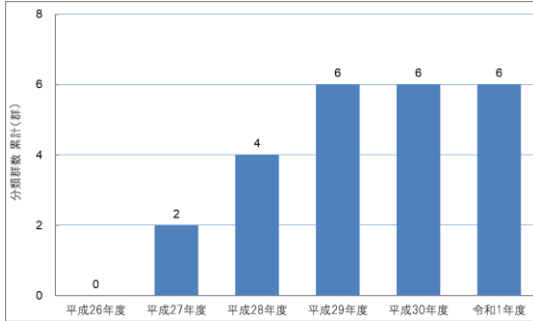
セイヨウオオマルハナバチバスターズの登録者数



特定移入動物の指定種数



野生動植物種の目録を作成した分類群の数



(3) 課題

- 地域特性をよりの確に認識するためには、生態系としての現況把握が重要となりますが、現在はほとんど実施しておらず、湿原定期モニタリングなども廃止となっています。
- 連続的につながった異なる生態系が、相互にどのように関係し合っているかについて知ることも、地域特性を認識する上で有効と考えられます。
- 気候変動による生物多様性への影響を把握することを意識したデータの収集や保存・蓄積は、長期の変化を捉えるという観点が必要となりますが、これまでほとんど行われていません。
- 自然公園等の「保護区」については、自然保護監視員等による巡視を通じ定期的な現状把握が行われていますが、自然保護監視員等の人数及び巡視日数は年々減少しており、限られた予算の中で集中的、計画的に現状把握を行っていくことが必要となっています。
- 今後、生物多様性の新たな国際枠組みを受け、次期国家戦略で検討されている保護区面積の拡大などに関連し、保護区の周辺も含めた現状把握が、保護区との連続性を確保する観点から、重要になると考えられます。
- 北海道レッドリストで絶滅のおそれがあると判定された種については、できる限り速やかに生息・生育の実態を把握することが重要であり、それにより条例指定など速やかな保護の手立てを行うことが可能となりますが、そのためには個体数の経年変化等を把握することが必要となります。
- 北海道レッドリストの更新では、前回公表から20年以上経過している分類群もあり、気候変動など生物多様性への脅威が増すことが予想される中、定期的に種の現状を評価することが重要です。

【目標1】地域の特性に応じた多様な生態系や動植物の保全

＜基本方針＞ ② 絶滅のおそれのある動植物や重要な生態系の保全を図る

- ・ 絶滅原因の減少と遺伝的多様性の確保
- ・ 希少種の個体数の回復
- ・ 必要に応じた外来種の防除

(1) 主な取組の実施状況

① 計画の施策別実施方針に関するもの

1 生態系別施策	＜主な取組の実施状況＞
高山) 原生状態の厳格な保護～レクリエーション活動との調和	自然公園の核心地である夕張岳・大雪山・アポイ岳・礼文島地区において、高山植物の盗掘監視や植生の踏みつけ防止など普及活動の実施(再掲)。大雪山国立公園や知床国立公園での、携帯トイレの普及啓発を通じた山岳環境保全の実施。
森林) 原生的・自然性の高い天然林保護	道内民有林内に「生物多様性保全の森」を設定(R1で38箇所)、原生状態がよく保たれている森林や絶滅のおそれのある種の生息・生育地となっている森林等を保全(再掲)。
湿原) 湿原の再生・復元	釧路湿原、サロベツ湿原での再生事業のほか、法に基づかない自然再生事業(美々川)の取組を推進。
海岸) 自然海岸の保全	自然海岸を含む国定公園や道立自然公園、道自然環境保全地域において、法や条例に基づく行為規制を通じた保全・管理を実施。
浅海域) 浅海域の保全と水産業の調和	日本海～噴火湾にかけての5海域で「藻場ビジョン」を策定(H29:2海域、H30:2海域、H31:1海域)し、その行動計画に基づき、海域毎に異なる衰退要因に対応した藻場の保全・創造対策を実施。
2 重要地域の保全施策	
自然環境保全地域等	自然保護監視員・生物多様性保全監視員を配置し、定期的に巡視すると共に標識の状況等確認(再掲)。
自然公園	湿原等の歩道整備による植生保護。自然公園の計画点検・見直しを進めるとともに、スノーモビル等乗り入れ規制地区への案内標識の設置等、保全につながる利用の普及啓発実施。
世界自然遺産	適正利用・エコツーリズム検討会議参加。遺産地域の保全と適正な利用のため自主ルール普及等の取組実施。

	関係行政機関や地元自治体、関係団体、専門家等が連携してモニタリング・調査研究を行い、各種法令に基づき生態系や自然環境の保全に必要な措置を実施。また、遺産地域の保全と適正利用のためのガイドライン(知床ルール)普及等の取組を実施。
3 横断的・基盤的施策	
鳥獣保護管理施策	鳥獣保護区等を指定(道指定保護区 296 箇所、特別保護地区 88 箇所)(再掲)。エゾシカ保護管理計画に基づく積極的な捕獲の促進(H25～R1 の7年間平均で約 12.3 万頭/年)。
希少野生生物の保護施策	指定希少野生動植物種のうち、カリバオウギについて、砂防ダム工事に伴う生育地改変に対応した移植実施。ヒダカソウとエンビセンノウについて、北海道大学北方生物圏フィールド科学センター植物園との覚書に基づき緊急的な域外保全の取組実施。タンチョウ保護増殖事業の一環で分散計画に応じた調整を行いながら、越冬期における餌不足対策として、環境省と協働で給餌事業実施(R1 で 6,270kg/19 箇所)。
文化財保護施策	指定済みの道文化財の文化財法に基づく保護・管理。
外来生物対策	アライグマの効率的な捕獲が可能な春期捕獲の促進(H27 から4～6月、H31 から3～6月実施。R1 で 7,429 頭/120 市町村捕獲)。法に基づく道の防除実施計画更新(アライグマ及びカニクイアライグマ、ミンク、セイヨウオオマルハナバチの4種3件)。地元と連携した外来魚駆除と移植禁止の啓発実施。
環境影響評価	法律及び条例に基づく環境影響評価の実施。
低炭素・循環型社会形成に向けた取組	—

② 環境基本計画の分野・施策に関するもの

1 自然との共生を基本とした環境の保全と創造	<主な取組の実施状況>
自然環境等の保全及び快適な環境の創造	自然公園の施設整備実施。自然保護監視員、鳥獣保護員及び生物多様性保護監視員を配置、自然公園や鳥獣保護区等における適切な保護管理等実施(再掲)。多様な生態系や水源涵養等機能を有する森林の保全・整備実施。豊かな生物を育む潤いのある河川環境の保全・整備実施。
知床世界自然遺産の厳格な保全と適正利用	適正利用・エコツーリズム検討会議参加。遺産地域の保全と適正な利用のため自主ルール普及等の取組実施。(再掲)。
自然とのふれあいの推進	特定移入動物飼養の届出を通じた監視や終生飼養の啓発実施。
野生生物の保護管理	鳥獣保護区等を指定(道指定保護区 296 箇所、特別保護地区 88 箇所)(再掲)。エゾシカ保護管理計画に基づく積極的な捕獲の促進(H25～R1 の7年間平均で約 12.3 万頭/年)(再掲)。
2 各分野に共通する施策の展開	
環境に配慮する人づくりの推進	条例に基づく開発許可制度の適切な運用を通じ、無秩序な開発の抑制、環境に配慮した土地利用の促進。
環境と経済の好循環創出	環境に著しい影響を及ぼすおそれのある開発事業に対し、環境影響評価制度の運用を通じ良好な環境を保全。

(2) 目標 1-基本方針②に対する進捗状況

生態系のうち脆弱性が高く、盗掘や踏みつけ等による影響を受けやすい高山や湿原などで、監視や保全措置、利用者等への啓発などが行われています。また、個体数の増加により生物多様性の保全上、脅威となっているエゾシカについては積極的な捕獲促進が図られ、近年は年間10万頭以上の捕獲が継続しています。また同時に鳥獣保護区の指定や自然公園等保護区の指定・管理、種の現状に応じた指定希少野生動植物種の指定、生態系への影響が懸念される外来種のアライグマ対策としての捕獲も促進されており、これらは絶滅原因の減少や遺伝的多様性の確保に貢献する取組となっています。

また、希少種の個体数の回復については、タンチョウで、環境省や地域関係者と連携した取組により、個体数の回復傾向が確認されています。また、指定希少野生動植物種の一部の植物で行っている域外保全などの取組は、現状では回復の効果を確認する段階にはありませんが、将来的な野生復帰により個体数回復につながる取組となっています。

こうしたことから、必要に応じた外来生物防除も行いながら、絶滅原因の減少や遺伝的多様性の確保を図り、一部の種に関しては個体数回復の取組も進めており、地域の特性に応じた多様な生態系や動植物の保全に繋がっているものと示唆されます。

<関連指標群>

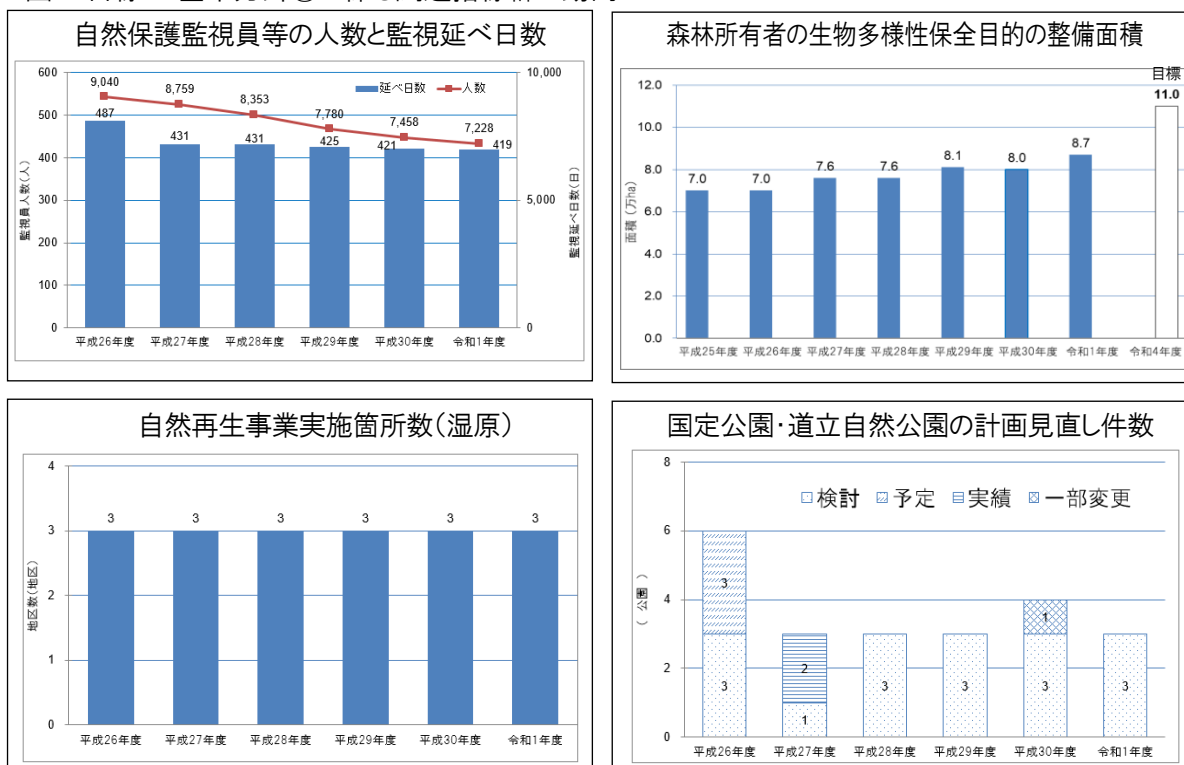
多様な生態系や動植物の保全に関する関連指標群については、図2のとおりです。

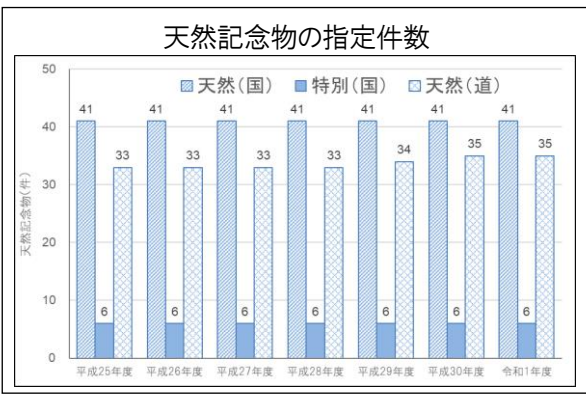
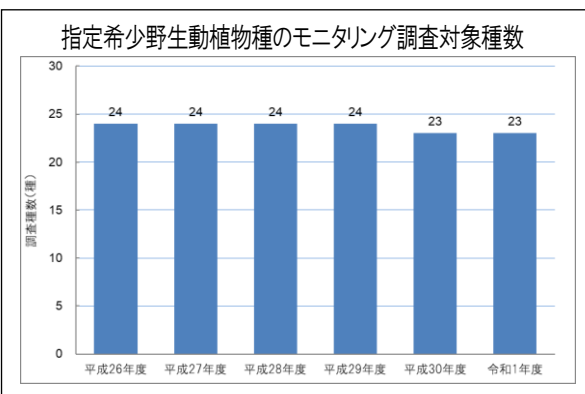
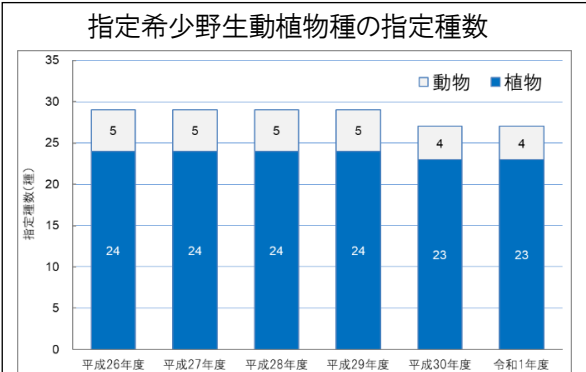
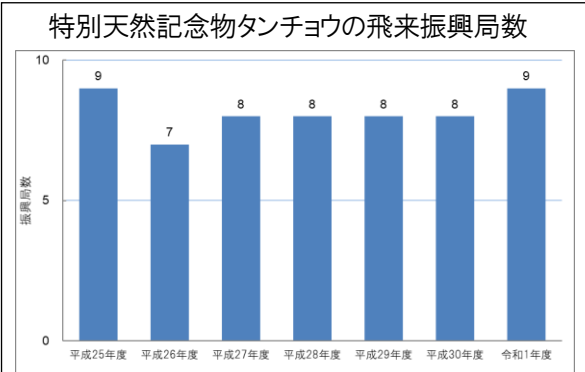
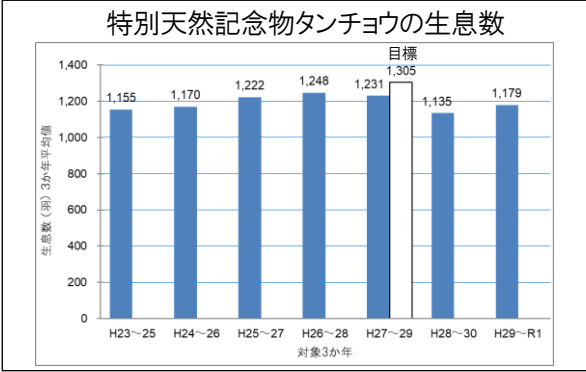
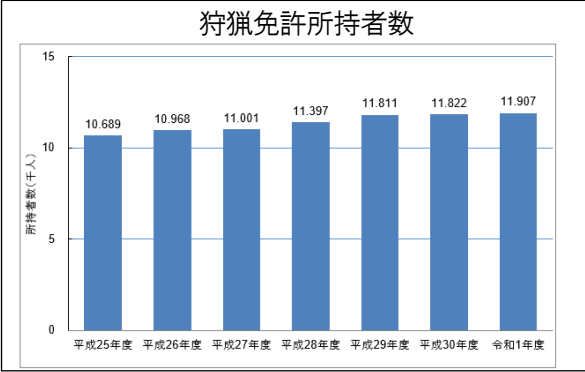
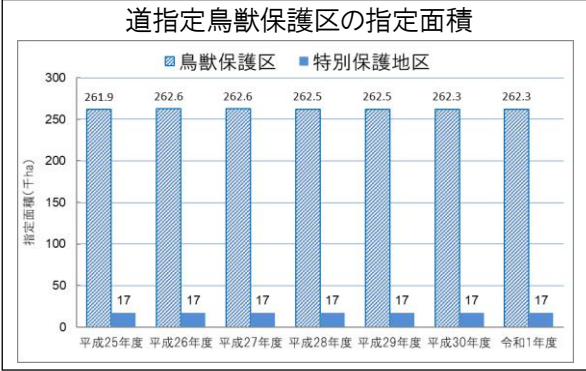
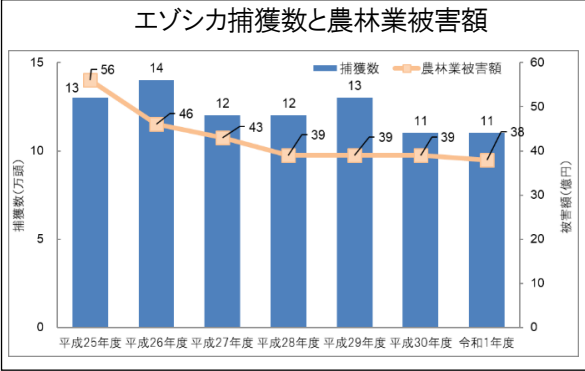
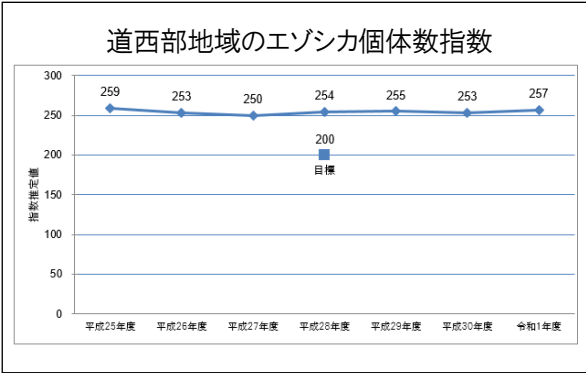
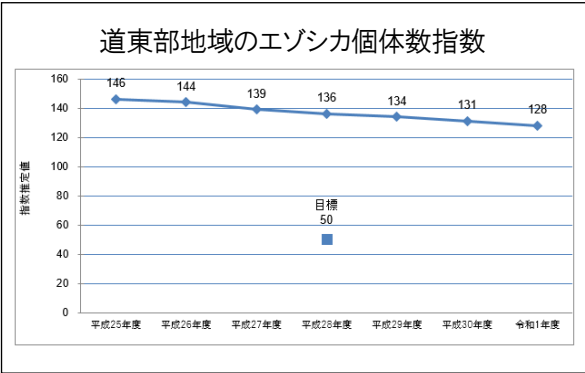
一部の植物にとって盗掘は、種の存続が危ぶまれるほどの脅威となっており、これに対し定期的な監視は有効な対策のひとつですが、自然保護監視員等の監視日数は、現状把握でも挙げたとおり減少しており、監視の目が行き届かなくなっているおそれがあります。

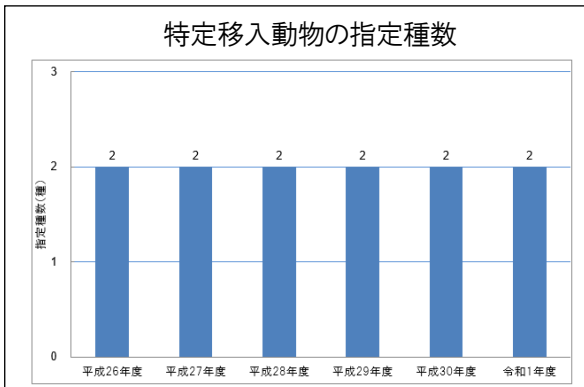
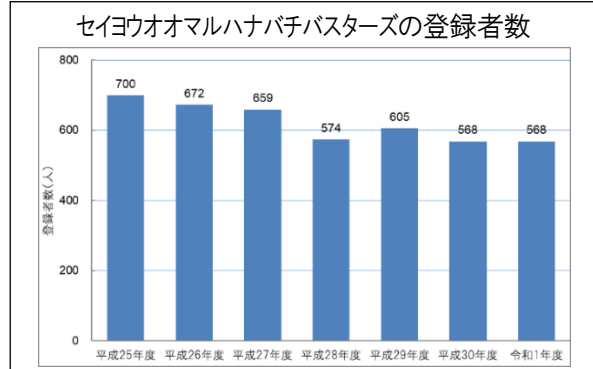
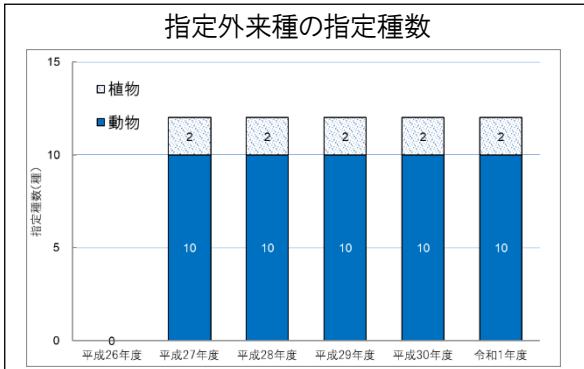
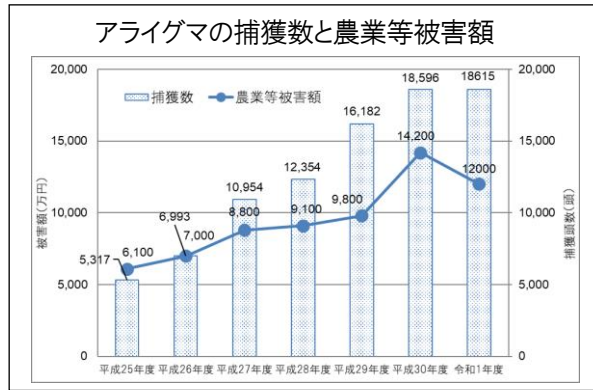
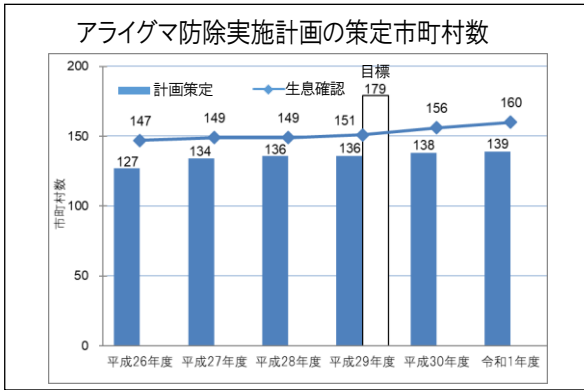
近年は増加したエゾシカにより、希少な植物が食害に晒されるケースも見られるようになっていますが、エゾシカの生息状況は、道東部地域で個体数指数の漸減傾向が見られるものの、西部地域では横ばいを示しており、未だ目標とする生息状況までには至っていません。近年、捕獲数は11万頭以上を確保しており、農業被害額も漸減傾向が見られますが、目標とする個体数水準まで抑えるためには更なる捕獲が必要であることを示しており、西部地域に当たる地域に生育する希少植物でエゾシカの嗜好性が高いものは、何らかの保全の手立てが必要となる可能性も示唆されます。これに対し、狩猟免許者数は最近の6年間で11.4%増加しており、その中からシカの捕獲に携わる人数を増やすことができれば、捕獲数の増加につながる可能性もあります。

タンチョウについて、12月と1月の2回実施する越冬分布調査の生息数と飛来振興局数を見ると、短期では見えないものの、生息数は漸増傾向にあり、飛来振興局数も道央に広がる傾向を見せるなど回復傾向は確認できますが、未だ冬期は大部分が人工給餌に依存しており、生息地分散行動計画に応じた調整を続けながら、保護増殖に引き続き取り組んでいく必要があります。

図2：目標1-基本方針②に係る関連指標群の動向







(3) 課題

- 絶滅原因で高い割合を占める生息・生育環境の悪化に対し、その保全のため自然公園等の「保護区」は大きな役割を持ちますが、近年、自然公園の面積は多少の増加はあってもほぼ一定であり、生息・生育地の保全の面からは現状維持に留まっており、引き続き重要地域の保全・再生を着実に進めていくことが重要です。
- 遺伝的多様性の確保や気候変動に伴う野生生物の分布域の変化には、生態系の規模や異なる生態系の連続性を確保する必要があることから、生態系ネットワークの形成に関する取組が求められます。
- 環境省からは、令和12年(2030年)までに国土の30%を保全する案が提示され、同時に新たな制度「OECM(保護地域以外で生物多様性に貢献する地域を保全する仕組み)」も検討されていることから、道としてもこのような制度を取り込みながら、生息・生育地の保全やネットワーク化に取り組む必要があります。
- 北海道レッドリストの選定結果に基づき、緊急性の高いものからできるだけ速やかに、条例指定など具体的な保護策に着手する必要があります。

【目標1】地域の特性に応じた多様な生態系や動植物の保全

<基本方針> ③ 安定的な生態系やそれを形成する動植物の維持を図る

(1) 主な取組の実施状況

- ① 計画の施策別実施方針に関するもの

1 生態系別施策	＜主な取組の実施状況＞
高山) レクリエーション活動との調和	自然保護監視員・生物多様性保全監視員を配置し盗掘等監視(再掲)。自然公園の核心地である夕張岳・大雪山・アポイ岳・礼文島地区において、高山植物保護の普及活動実施(再掲)。大雪山国立公園や知床国立公園での携帯トイレの普及啓発実施(再掲)。
森林) 生物多様性の保全に配慮した森林施業～森林の復元	治山事業として海岸防災林、防風林等造成。水源森林再生等対策。道有林での公益的機能の維持増進のため造林、間伐などを実施。道内民有林内に「生物多様性保全の森」を設定し、原生状態がよく保たれている森林や絶滅のおそれのある種の生息・生育地となっている森林等を保全(再掲)。各地域森林計画に基づく育成層林の拡大。他の生態系と隣接する森林の機能を回復するための活動の支援。
湿原) 人手の加わっていない湿原の保全～湿原に及ぼす負荷軽減とワイズユース～湿原の再生・復元	湿原を含む国定公園や道立自然公園、道自然環境保全地域において、法や条例に基づく行為規制を通じた保全・管理を実施(再掲)。釧路湿原自然再生事業(久著呂川流域での河道安定対策)で調整池設置により湿原への土砂流入防止。釧路湿原、サロベツ湿原での再生事業のほか、法に基づかない自然再生事業(美々川)の取組を推進(再掲)。
河川・湖沼) 取り巻く環境に応じた河川の保全～河川・湖沼環境の再生・復元	各建設管理部所管のすべての河川において、川づくりの基本として多自然川づくりを実践(河川が本来有する生物の生息・生育環境の保全、河川環境整備と保全・復元、生きている川づくり実施等)。川づくりの基本的な考え方を示した「北海道の川づくりビジョン」策定(H31)。魚道の継続的整備や維持管理を実施。
海岸) 自然海岸の保全～生物多様性に配慮した国土保全と海岸再生	自然海岸を含む国定公園や道立自然公園、道自然環境保全地域において、法や条例に基づく行為規制を通じた保全・管理を実施(再掲)。海岸漂着物や海底漂流ごみの回収・処理等に係る市町村補助を実施。
浅海域) 浅海域の保全と水産業の調和～浅海域の再生・復元	資源が低水準のホッケ漁獲自主規制措置継続。漁業協同組合作成の資源管理計画に基づく休漁や体長制限等資源管理措置の推進。釧路川河口での干潟再生試験はモニタリングを継続中。日本海～噴火湾にかけての5海域で「藻場ビジョン」を策定し、その行動計画に基づき、海域毎に異なる衰退要因に対応した藻場の保全・創造対策を実施(再掲)。侵食防護の海岸保全施設整備。「お魚殖やす植樹運動」への協力。市町村と連携した魚道清掃活動実施。
農村) 環境に配慮した農村空間の構築～自然と共生する農耕地整備	第5期北海道農業・農村振興推進計画策定(H28)。Yes! clean表示制度の普及啓発。クリーン農業技術の開発。有機農業の調査や普及啓発。有機農業者のネットワーク活動と販路拡大。化学肥料・化学農薬5割以上低減の地域や営農活動支援。農地の多面的機能維持のため地域資源の保全管理に取り組む共同体の支援。
都市) 都市化に伴う影響軽減～都市における水と緑の連続性確保	北海道みどりの基本方針策定(H31)。都市公園の整備推進。
2 重要地域の保全施策	
自然環境保全地域等	自然保護監視員・生物多様性保全監視員を配置し、定期的に巡視すると共に標識の状況等確認(再掲)。
自然公園	湿原等の歩道整備による植生保護。自然公園の計画点検・見直しを進めるとともに、スノーモビル等乗り入れ規制地区への案内標識の設置等、保全につながる利用の普及啓発実施(再掲)。
世界自然遺産	治山ダム改良工事(R1～R6)。適正利用・エコツアーリズム検討会議参加。保全と適正な利用のため自主ルール普及等の取組実施。(再掲)。関係行政機関や地元自治体、関係団体、専門家等が連携してモニタリング・調査研究を行い、各種法令に基づき生態系や自然環境の保全に必要な措置を実施。サケ科魚類の遡上に関する

	河川工作物の改良及び効果検証。遺産地域の保全と適正利用のためのガイドライン(知床ルール)普及等の取組を実施(再掲)。
3 横断的・基盤的施策	
鳥獣保護管理施策	狩猟の適正管理のための巡視・普及啓発を実施。鳥獣保護区等を指定(道指定保護区 296 箇所、特別保護地区 88 箇所)(再掲)。エゾシカ保護管理計画に基づく積極的な捕獲の促進(再掲)。ヒグマ保護管理計画、アザラン管理計画に基づく管理の実施。
遺伝子組み換え生物	遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例に基づく許可(実績なし)。
普及啓発	インターネット等を通じた環境情報の提供。企業や一般道民による森林づくりや e-水プロジェクトなどにより、自発的な環境保全活動を促進。
自然とのふれあい施策	自然公園の適正利用のためのマナー普及。国立公園や道立自然公園の計画見直し・点検等の実施。
環境影響評価	法律及び条例に基づく環境影響評価の実施(再掲)。
低炭素・循環型社会形成に向けた取組	新エネルギー導入事業の支援(エネルギーの地産地消促進のための人材育成セミナー開催)。

② 環境基本計画の分野・施策に関するもの

1 自然との共生を基本とした環境の保全と創造	<主な取組の実施状況>
自然環境等の保全及び快適な環境の創造	自然保護監視員・生物多様性保全監視員を配置し盗掘等監視(再掲)。各地域森林計画に基づく育成複層林の拡大(再掲)。生きている川づくり実施(再掲)。侵食防護の海岸保全施設整備(再掲)。日本海～噴火湾にかけての5海域で「藻場ビジョン」を策定し、その行動計画に基づき、海域毎に異なる衰退要因に対応した藻場の保全・創造対策を実施(再掲)。都市緑化の推進。
知床世界自然遺産の厳格な保全と適正利用	適正利用・エコツーリズム検討会議参加。保全と適正な利用のため自主ルール普及等の取組実施(再掲)。関係行政機関や地元自治体、関係団体、専門家等が連携してモニタリング・調査研究を行い、各種法令に基づき生態系や自然環境の保全に必要な措置を実施。サケ科魚類の遡上に関する河川工作物の改良及び効果検証。遺産地域の保全と適正利用のためのガイドライン(知床ルール)普及等の取組を実施。
自然とのふれあいの推進	自然公園のすぐれた風景地保護や適正な利用推進のため施設の整備・補修を実施(再掲)。
野生生物の保護管理	狩猟の適正管理のための巡視・普及啓発を実施。鳥獣保護区等を指定(道指定保護区 296 箇所、特別保護地区 88 箇所)(再掲)。エゾシカ保護管理計画に基づく積極的な捕獲の促進(再掲)。ヒグマ保護管理計画、アザラン管理計画に基づく管理の実施(再掲)。タンチョウの保護増殖事業への参画(再掲)。アライグマ等の外来種の根絶に向けた取組実施(再掲)。
2 安全・安心な地域環境の確保	
大気・水など生活環境の保全	水源涵養機能の強化等のため、水源森林再生対策、保安林改良等を実施(再掲)。
3 各分野に共通する施策の展開	
環境に配慮する人づくりの推進	民間主体の「木育」推進のため、木育の産業化や CSR 活動に必要な情報提供等実施。
環境と経済の好循環創出	Yes! clean 表示制度の普及啓発(再掲)。クリーン農業技術の開発(再掲)。有機農業の調査や普及啓発(再掲)。

(2) 目標1-基本方針③に対する進捗状況

高山においては適正な利用を促すための監視や啓発、森林においては森林の多面的機能を維持・増進するための森林造成や管理、「生物多様性保全の森」の設定と維持管理などが行われています。湿原や海岸において

は、自然公園等の「保護区」での行為等規制を通じた管理のほか、湿地では土砂の流入対策や再生事業への参画、海岸では漂着物等回収・処理の市町村補助が行われています。河川・湖沼においては、道が管理するすべての河川で「北海道の川づくりビジョン」に基づき川づくりが行われているほか魚道整備・維持管理も行われています。浅海域においては、漁獲対象種の資源管理や干潟の再生、藻場の保全・創造対策、侵食防止の海岸保全施設整備のほか、沿岸の恵みが河川とのつながりから生み出されることに着目した魚付き林整備などが行われています。農村においては、有機農業の普及啓発や技術開発、魚道など農業施設の管理、都市においては、都市公園の整備が行われており、各生態系別の取組に対し一定の進捗が認められます。

また、生態系をまたいだ横断的な取組として、野生鳥獣の保護管理、希少種対策、外来種対策、遺伝子組み換え生物の条例による規制、環境影響評価の実施などが行われています。

こうしたことから、生態系毎の取組がなされており、生息する野生動植物の保護管理やそれらへの脅威となる外来生物等への対応もなされている点で、安定的な生態系やそれを形成する動植物の維持を図ることに繋がっているものと示唆されます。

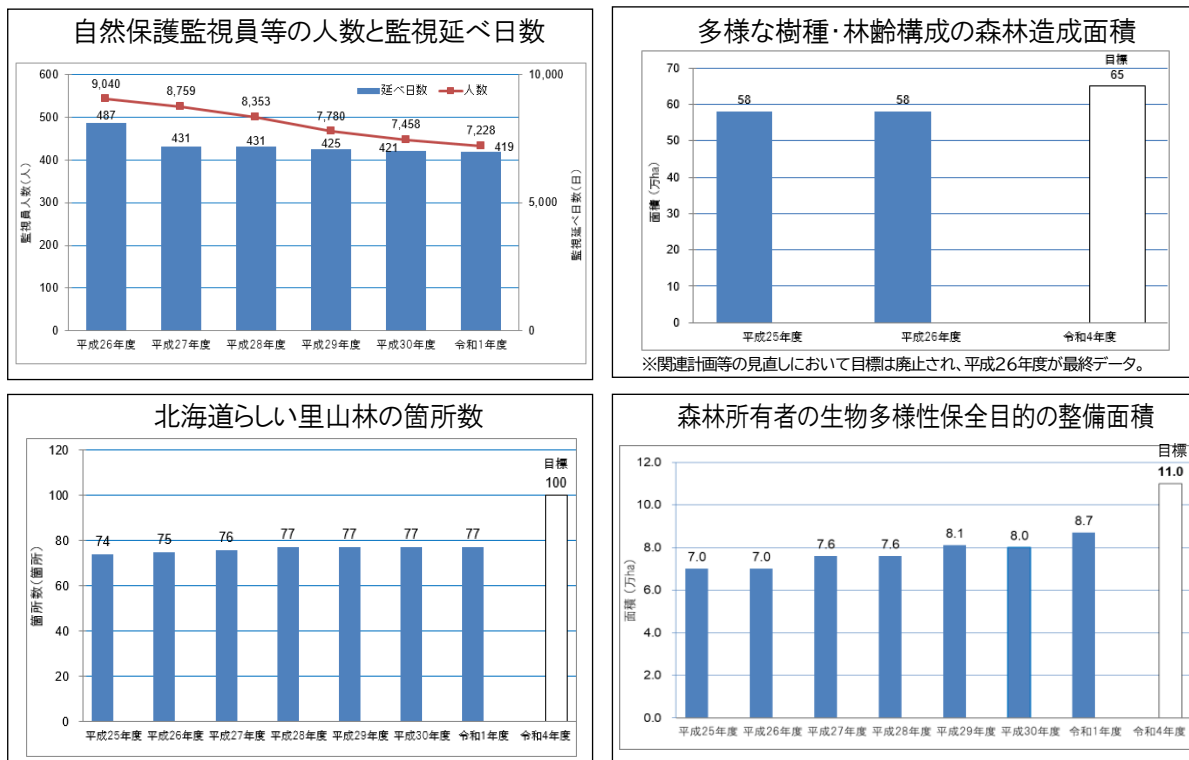
＜関連指標群＞

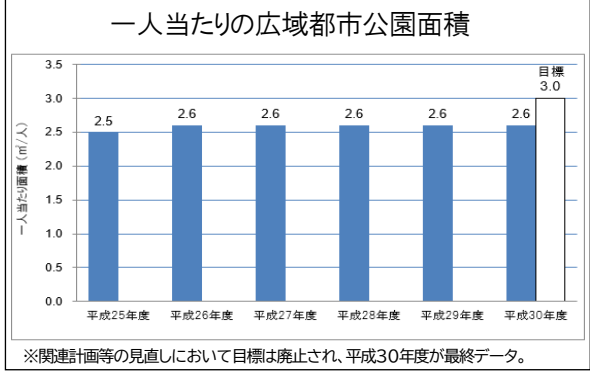
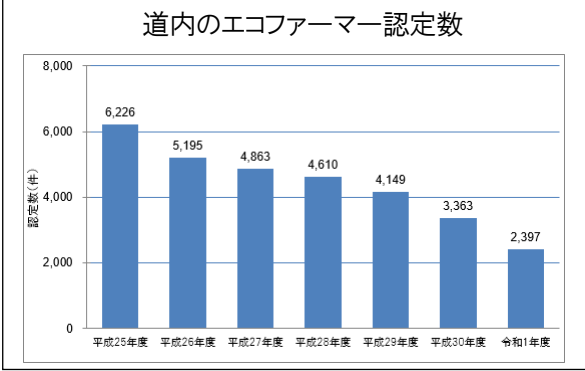
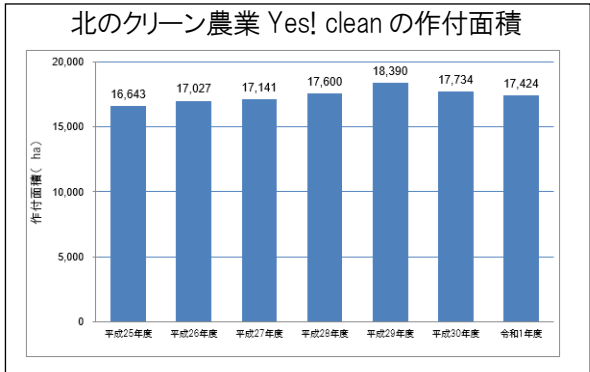
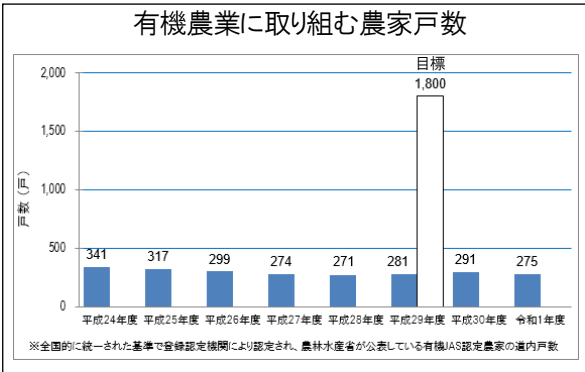
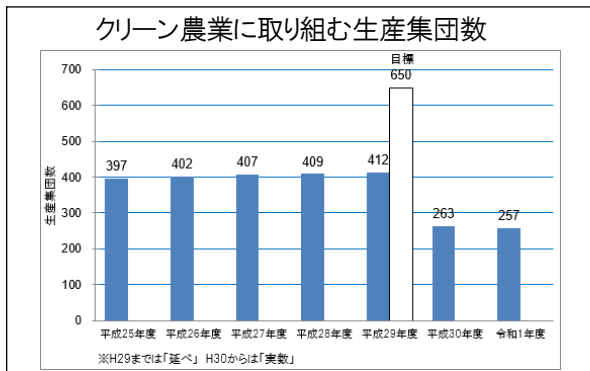
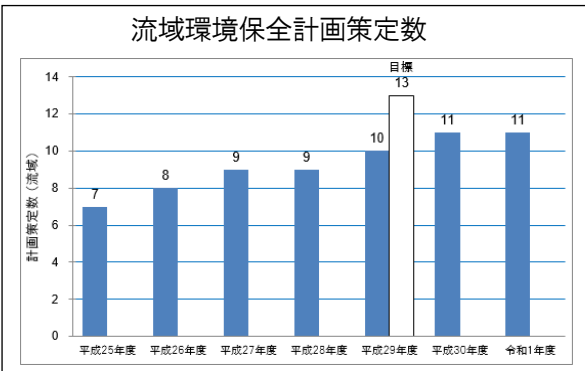
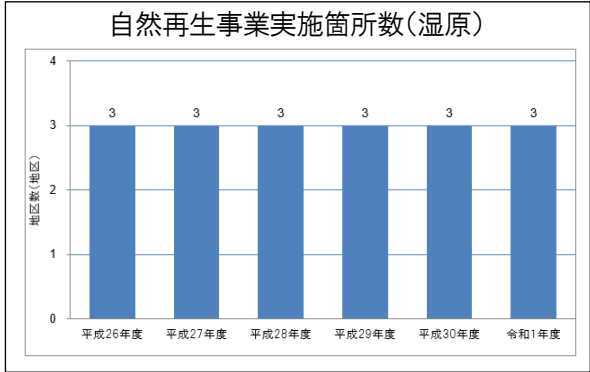
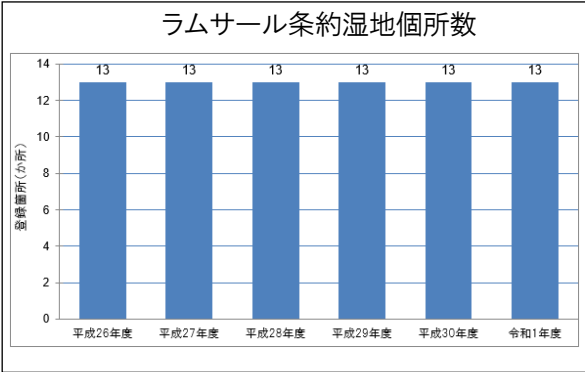
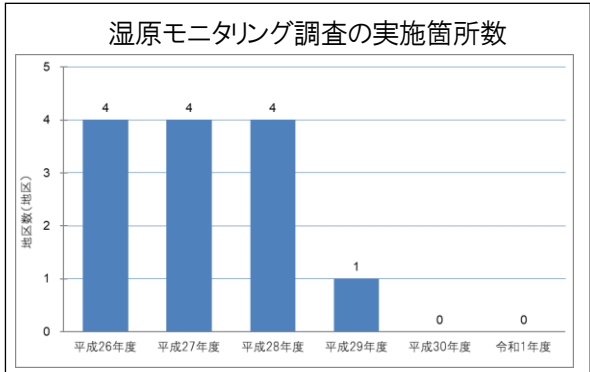
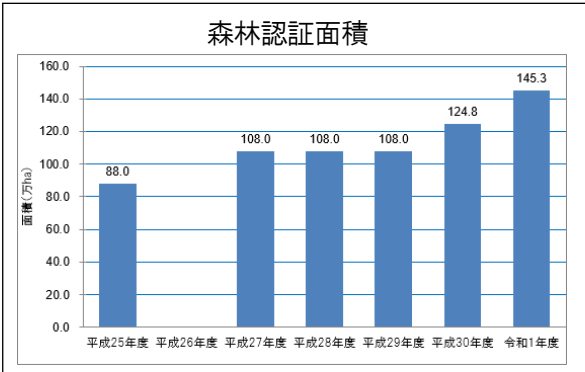
安定的な生態系やそれを形成する動植物の維持に関する関連指標群については、図3のとおりです。

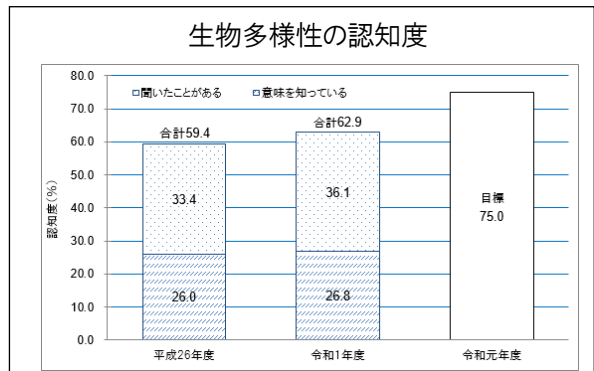
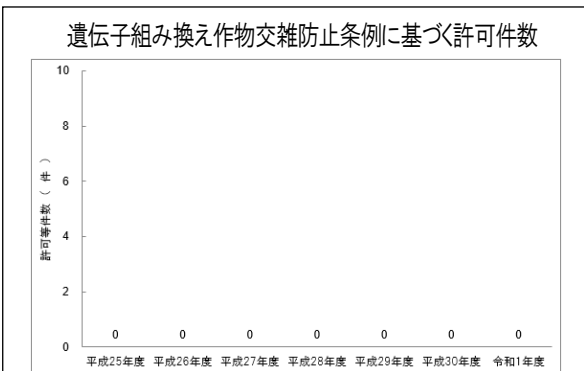
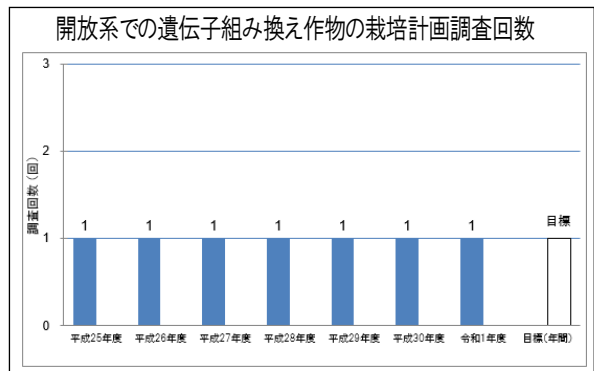
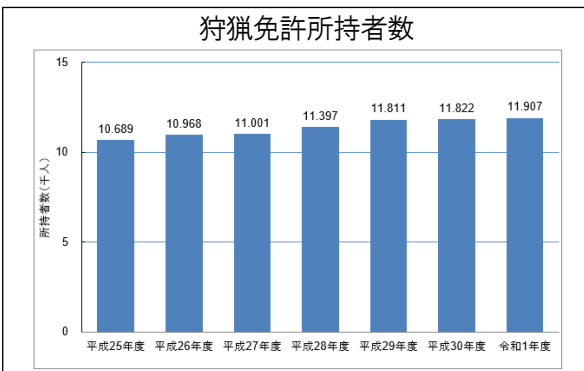
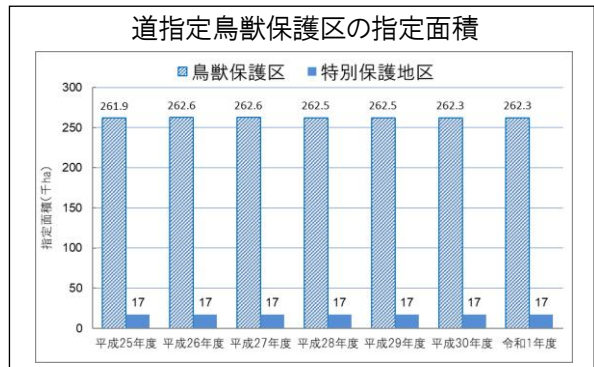
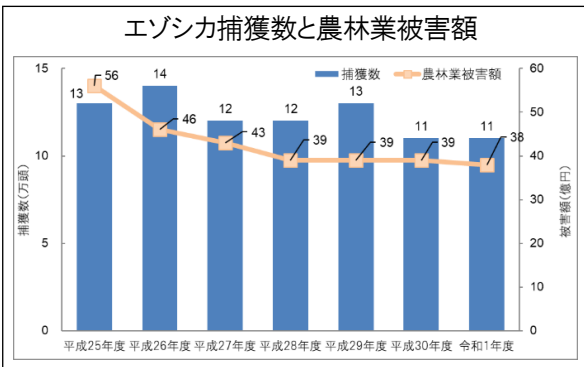
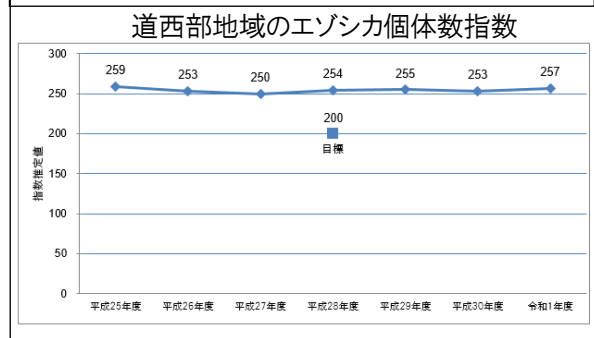
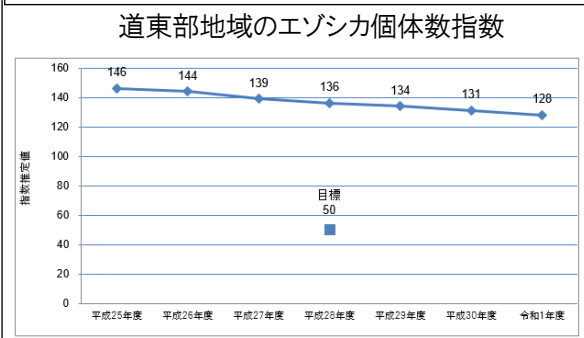
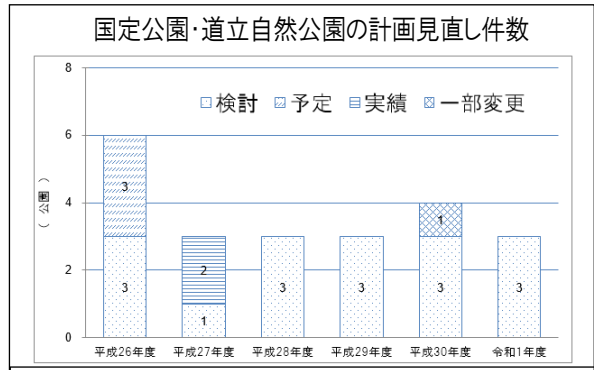
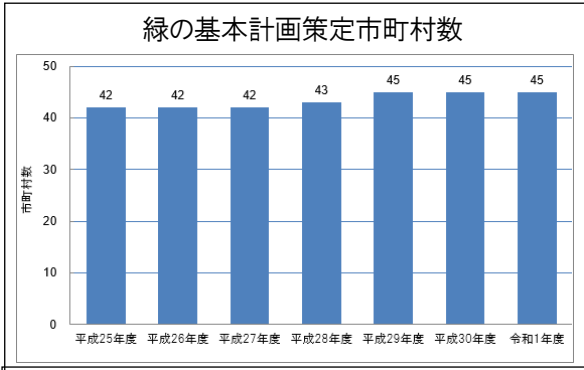
生態系のうち、森林については、生物多様性保全目的の整備面積や森林認証面積が漸増しており、多様な樹種や林齢構成の森林造成面積や北海道らしい里山林の箇所数もほぼ変わらず推移しています。また、湿原は、ラムサール条約湿地の箇所数、自然再生事業の実施箇所数も変化なく推移しています。一方、農地については、有機農業に取り組む農家戸数やエコファーマー認定数が減少傾向を示しており、増加傾向を示していたクリーン農業の作付面積もここ数年は減少に転じています。都市について、広域都市公園の一人当たり面積に近年変化はありません。また、鳥獣保護区の指定面積にも近年変化はありません。

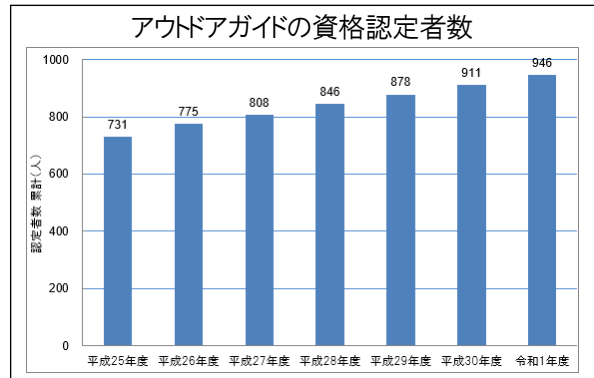
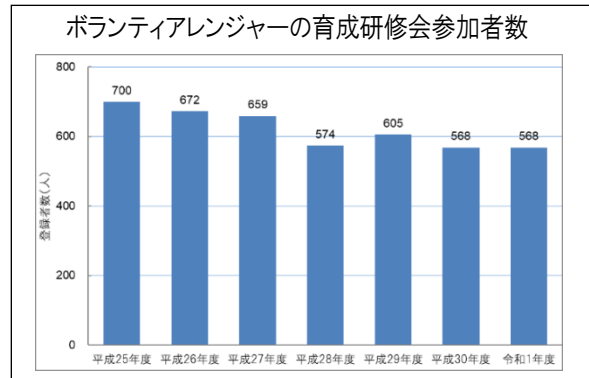
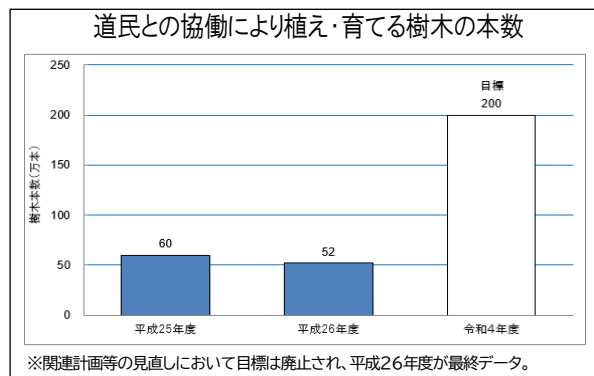
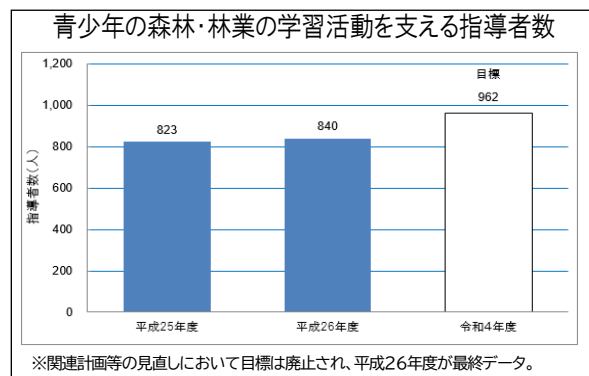
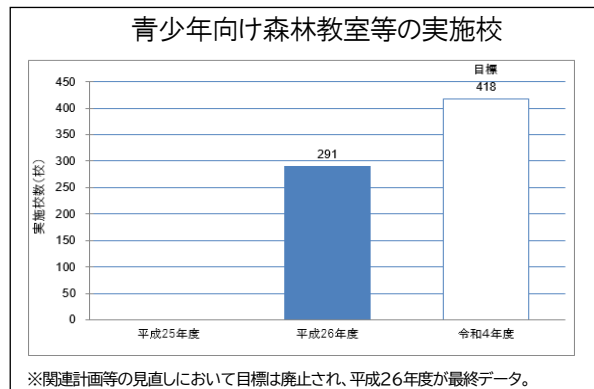
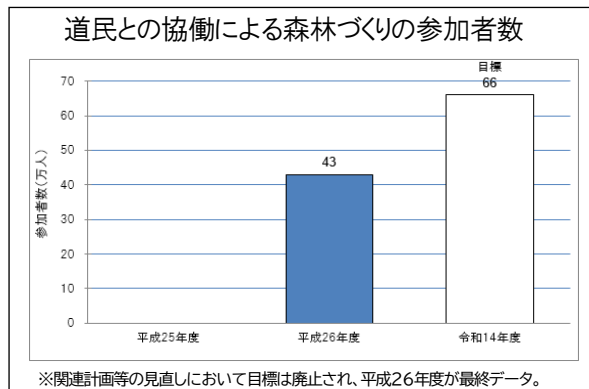
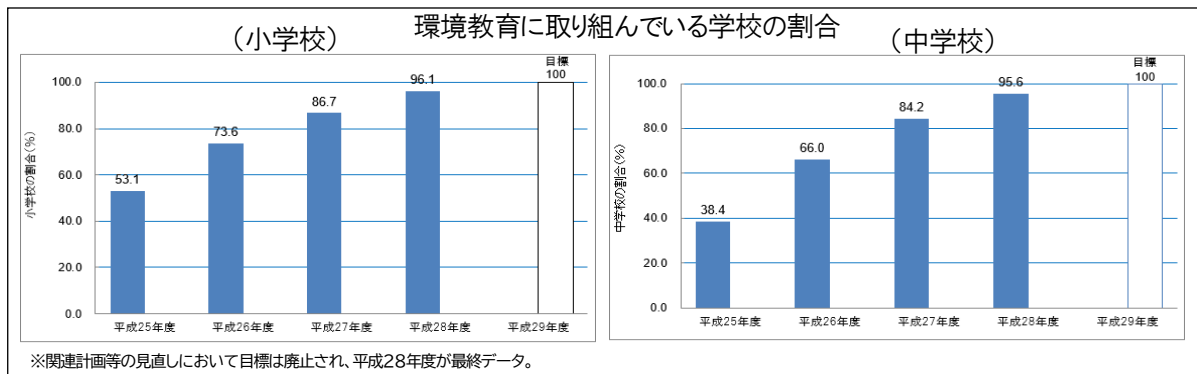
動植物の維持の観点から、現状で脅威となっているエゾシカについては、道東地域で個体数指数に減少が見られるものの道西部地域では横ばいとなっており、引き続き影響が懸念されます。遺伝子組み換え作物については、条例に基づく許可は出されていません。

図3: 目標1-基本方針③に係る関連指標群の動向









(3) 課題

- 引き続き、各生態系毎に特徴づけられる環境とその構成要素である貴重な動植物種の保全の取組を進めるとともに、河川の流域全体で遊水機能を高める Eco-DRR(生態系を活用した防災・減災)や Nbs(自然を活用した解決策)の観点からの湿原の保全・再生、森里川海の恵みを保ち享受する取組といった、異なる生態系間のつながりを意識した取組も重要です。
- また、民間団体等の自発的な活動を通じ、生態系ネットワークを形成していく上で、今後は OECM など新たな制度も取り入れながら、保護活動を促進させる取組が必要です。
- 人口が集中する都市においては、生物多様性の確保や自然とのふれあいの場確保の観点から、緑化の取組を促進するとともに、住民自ら緑地の保全・再生に取り組んでいくことが重要です。

【目標2】地域の特性に応じた生態系構成要素の持続可能な利用

- ＜基本方針＞ ①生物多様性に及ぼす影響を少なくする生態系構成要素の持続的な利用を図る
- ・生態系や種の保全を考慮した動植物の利用
 - ・環境負荷を抑え、循環利用に配慮した大気や水の利用

(1) 主な取組の実施状況

① 計画の施策別実施方針に関するもの

1 生態系別施策	＜主な取組の実施状況＞
森林) 生物多様性の保全に配慮した森林施策	原木の安定供給のための間伐実施。森林資源の循環利用の促進のための伐採後の確実な植林への支援。各地域森林計画による育成複層林の拡大(再掲)。北海道らしい里山林の育生。
湿原) 湿原に及ぼす負荷軽減とワイズユース	地域における魚つき林整備の支援。釧路湿原自然再生事業(久著呂川流域での河道安定対策)で調整池設置により湿原への土砂流入防止(再掲)。
河川・湖沼) 河川・湖沼環境の再生・復元	多自然川づくりの取組の中で、河川が本来有する生物の生息・生育環境の保全、河川環境整備と保全・復元を実践(再掲)。
浅海域) 浅海域の保全と水産業の調和～浅海域の再生・復元	資源が低水準のホッケ漁獲自主規制措置継続(再掲)。漁業協同組合作成の資源管理計画に基づく休漁や体長制限等資源管理措置の推進(再掲)。釧路川河口での干潟再生試験はモニタリングを継続中(再掲)。「藻場ビジョン」の行動計画に基づき、海域毎に異なる衰退要因に対応した藻場の保全・創造対策を実施(再掲)。「お魚殖やす植樹運動」への協力(再掲)。
農村) 環境に配慮した農村空間の構築～自然と共生する農耕地整備	化学肥料・化学農薬5割以上低減の地域や営農活動支援(再掲)。農業集落排水処理施設整備による農業用排水・公共水域の水質改善。
2 重要地域の保全施策	
自然公園	湿原等の歩道整備による植生保護(再掲)。
世界自然遺産	遺産地域内海域の海洋生態系保全と漁業等の人為活動の両立のための海域WG開催。関係行政機関や地元自治体、関係団体、専門家等が連携してモニタリング・調査研究を行い、各種法令に基づき生態系や自然環境の保全に必要な措置を実施(再掲)。サケ科魚類の遡上に関する河川工作物の改良及び効果検証(再掲)。遺産地域の保全と適正利用のためのガイドライン(知床ルール)普及等の取組を実施(再掲)。
3 横断的・基盤的施策	
鳥獣保護管理施策	鳥獣保護管理法に基づく狩猟資源の適正管理。エゾシカ保護管理計画に基づく個体数管理の実施(再掲)。エゾシカ肉の消費拡大のための各種事業実施。
遺伝子組み換え生物	遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例に基づく許可(再掲)。
自然とのふれあい施策	グリーンツーリズムの推進のための体験型観光商談会の実施(R1)。道が国立・国定公園に整備した公衆トイレの維持管理による自然公園利用に伴う環境負荷の低減。
環境影響評価	法律及び条例に基づく環境影響評価の実施(再掲)。
低炭素・循環型社会形成に向けた取組	市町村の合併浄化槽設置支援を通じた環境負荷低減。

② 環境基本計画の分野・施策に関するもの

1 自然との共生を基本とした環境の保全と創造	＜主な取組の実施状況＞
自然環境等の保全及び快適な環境の創造	湿原等の歩道整備による植生保護(再掲)。
知床世界自然遺産の厳格な保全と適正利用	遺産地域内海域の海洋生態系保全と漁業等の人為活動の両立のための海域WG開催(再掲)。関係行政機関や地元自治体、関係団体、専門家等が連携してモニタリング・調査研究を行い、各種法令に基づき生態系や自然

	環境の保全に必要な措置を実施。サケ科魚類の遡上に関係する河川工作物の改良及び効果検証。遺産地域の保全と適正利用のためのガイドライン(知床ルール)普及等の取組を実施。
自然とのふれあいの推進	国立公園満喫プロジェクトの推進(H28～)。アウトドアガイド制度の運用。グリーンツーリズムの推進のための体験型観光商談会の実施(再掲)。
野生生物の保護管理	エゾシカ保護管理計画に基づく個体数管理とエゾシカ肉の消費拡大のための各種事業実施(再掲)。
2 安全・安心な地域環境の確保	
大気・水など生活環境の保全	農業集落排水処理施設整備による農業用排水・公共水域の水質改善(再掲)。市町村の合併浄化槽設置支援を通じた環境負荷低減(再掲)。
3 各分野に共通する施策の展開	
環境に配慮する人づくりの推進	木育マイスターの育成、木育教室などの実施。
環境と経済の好循環創出	地域材の活用を図る「地材地消」の取組を通じた産業発展と環境負荷低減の両立。

(2) 目標2-基本方針①に対する進捗状況

動植物の利用については、直接利用する漁業や狩猟では資源管理のもとで利用されており、漁業では魚種や体長等に応じた漁獲制限で対応したり、狩猟では個体数管理のもと捕獲された個体のジビエ利用の促進が進められています。また、林業での樹木の直接利用に当たっては、森林資源の循環や原木の安定供給を考慮した間伐などの管理や植林が行われており、さらに施業地の生物多様性確保のための持続的な管理手法のひとつとして育成複層林施業も進められています。

動植物を直接利用する以外にも、生態系を構成する大気や水、土壌などを利用して地域の産業や暮らしが営まれています。それらへの負荷を軽減する目的で、湿原への土砂流入防止対策や汚水処理、化学肥料や農薬低減の取組などが行われているほか、河川が本来持つ生物の生息・生育環境の保全、魚道整備による連続性の確保、浅海域での藻場干潟の再生などの取組も併せて行われています。また、自然公園など生態系の構成要素が織りなす風致景観を楽しむ場所では、植生保護のための歩道など施設整備を通じ、人が立ち入ることの影響を軽減しています。高密度での採餌が植生変化を引き起こす場合もあるエゾシカの個体数管理も、捕獲個体の直接利用を伴う一方で、適正な密度に個体数を保つことで、森林や湿原等の生態系が健全に機能(気候の調整や水質浄化など)し、大気や水などの持続可能な利用に繋がっています。

こうしたことから、生態系サービスを提供する生物多様性やその構成要素の、直接・間接の利用に当たっては、資源管理や環境負荷の低減を図ったうえで、各種産業や暮らしが営まれている点で、生物多様性への影響を少なくする生態系構成要素の持続的な利用に繋がっているものと示唆されます。

<関連指標群>

生物多様性に及ぼす影響を少なくする生態系構成要素の持続的な利用に関する関連指標群については、図4のとおりです。

動植物の直接利用について、持続可能な森林経営など一定の基準を満たす場合に第三者機関によって認証される森林の面積が近年大きく伸びており、持続可能な利用に配慮した経営に基づく森林資源が増加しています。また、生態系構成要素の持続可能な利用と動植物の直接利用の両面の働きを持つエゾシカの個体数管理について、道東部地域及び道西部地域のエゾシカ個体数指数の動向を見ると、両地区とも目標としている水準には達しておらず、引き続き健全な生態系の維持等の観点から捕獲の推奨が求められることが分かりますが、加えて、エゾシカの有する多面的な価値を発揮させる用途が十分にあることが示唆されます。

また、環境負荷を抑え、循環に配慮した生態系構成要素の利用について、農地での化学肥料や農薬の低減に関する取組は行われているものの、有機農業に取り組む農家戸数やエコファーマー認定数は減少傾向を示しています。また、自然公園等の利用に当たり、適切な利用と質の高い体験を両立する上で重要な役割を持つアウトドアガイドの資格認定者数は、順調な増加傾向を示しています。

図4：目標2-基本方針①に係る関連指標群の動向

